

市内事業者の皆さまへ



# 蒲郡市キャッシュレス決済端末 導入事業費補助金を実施します！

非接触型の新しい生活様式を整備しつつ、買い物客の利便性と集客を図ることを目的に、市内のキャッシュレス化を促進するため、新たなキャッシュレス手段を導入した事業者に対し、それに要した機器等の購入費の一部を補助します。

## 対象事業者

蒲郡市内に店舗を有し、  
店舗において対面で  
金銭の授受を行っている中小事業者<sup>※1</sup>

## 対象事業

キャッシュレス決済に必要な端末、  
付属機器等を導入する事業<sup>※2</sup>

## 対象期間

令和3年2月1日から  
令和4年1月31日まで<sup>※3</sup>



## 補助率・補助金額

対象経費の3分の2  
| 店舗当たり上限5万円  
(1事業者当たり上限15万円)



※1:市税等に滞納がある場合は対象外となります。

※2:令和3年2月1日以降に新たにキャッシュレス決済の加盟店契約を行った場合に限りです。

※3:上記期間内に新たなキャッシュレス決済の加盟店契約から対象経費の支払いまでが完了していることが必要です。

詳しくは、市ホームページ・窓口にあります募集要領でご確認ください。

## 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
・決済端末本体	・工事費(インターネット接続工事等)
・汎用端末(パソコン、タブレット等)	・手数料(登録手数料、工事手数料等)
・暗証番号入力用キーパッド	・国又は県の補助を受けるもの
・電子マネー決済用の非接触リーダライタ	・リース料及びレンタル料
・バーコードリーダ	・割賦支払によるもの
・その他キャッシュレス決済関連機器	・2台目以降の備品購入費等

お問合せ先・提出先 蒲郡市役所 観光商工課 商工労政担当 0533-66-1119

# 手続きの流れ・提出書類

申請者

蒲郡市

キャッシュレス決済導入  
(令和3年2月1日～令和4年1月31日)  
・新たにキャッシュレス事業者との契約  
・キャッシュレス関連機器導入  
・支払い

交付申請  
・交付申請書  
・事業費経費別明細書  
・支払いの根拠となる資料(領収書(写)等)  
・実施内容が分かる資料(状況写真等)  
・キャッシュレス決済を導入したことが分かる資料(契約書(写)等)  
・【個人事業主のみ】  
事業を実施していることが分かる資料(直近の確定申告書等)  
・申請者本人の身分を証明する書類(個人:運転免許証等)  
(法人:登記簿謄本等)

申請

受理

要件  
審査

※審査の結果、不交付と判断されたものは、「不交付決定通知」を送付します。

通知

交付決定

交付請求  
・交付請求書

請求

補助金交付  
手続

補助金

補助金交付